

wiseman second-line
<ワイズマン セカンドライン>

居宅介護支援

バージョンアップに伴う追加・変更点

≡平成 30 年 4 月 介護保険法改正対応 1 次版≡

バージョンアップに伴う追加・変更点の概要をお知らせいたします。
システム運用を開始される前に、必ずご確認ください。

◇目次

平成 30 年 4 月 介護保険法改正対応	3
バージョンアップ後に必要な作業	3
適用開始年月「平成 30 年 4 月」で自事業所の体制を登録する	4
適用開始年月「平成 30 年 4 月」でサービス提供事業所の体制を登録する	6
「平成 30 年 4 月 1 日」以降の居宅サービス計画／予防サービス計画を作成する	8
バージョンアップに伴う追加・変更点	10
・ [利用者一覧]－[利用票・提供票]	11

■システムの操作で困ったときは・・・

本書では、今回のバージョンアップに伴う追加・変更点の概要や改正後のシステム運用に関連する内容を中心に解説しています。

より詳細なシステムの操作方法は、操作マニュアルや Q&A をご活用ください。

The diagram illustrates two paths to find manuals and Q&A. On the left, the 'トップページ' (Top Page) has a 'マニュアルとQ&A' link highlighted in a red box. An arrow points down to a 'マニュアルとQ&A' page with a table listing '居宅介護支援マニュアル' and 'Q&Aカテゴリ'. A callout box states '操作マニュアルと Q&A が確認できます。' (You can check the operation manual and Q&A). On the right, the '各操作画面' (Each operation screen) has a '関連Q&A' link highlighted in a red box. An arrow points down to a 'マニュアルとQ&A' page with a list of Q&A items. A callout box states '該当ページの関連 Q&A が確認できます。' (You can check the related Q&A of the corresponding page).

平成 30 年 4 月介護保険法改正の概要や各加算の算定要件は、介護保険法改正ガイドをご活用ください。

The diagram shows the 'トップページ' (Top Page) with a '平成30年4月介護保険法改正対応バージョンアップについて' (About the version update for the 2018 April Care Insurance Law Amendment) announcement. A callout box highlights the '平成30年4月介護保険法改正ガイド' (Guide to the 2018 April Care Insurance Law Amendment) link. An arrow points to the right, where the cover of the '平成30年度 介護保険法改正ガイド' (Guide to the 2018 Care Insurance Law Amendment) is shown. The cover features the Wiseman logo and the text '介護保険法改正の概要' (Overview of the Care Insurance Law Amendment).

平成 30 年 4 月 介護保険法改正対応

😊 今回のバージョンアップは「平成 30 年 4 月 介護保険法改正・1 次版」のバージョンアップです。
1 次版のバージョンアップでは、4 月以降の体制情報や利用票・提供票の登録など、改正後のデータ入力を中心とした対応が行われています。

バージョンアップ後に必要な作業..... 3 ページ

バージョンアップに伴う追加・変更点 10 ページ



バージョンアップ後に必要な作業



バージョンアップ適用後、4 月以降の利用票・提供票を作成する前までに、以下の必要な作業を行ってください。

■ バージョンアップ後の作業の流れ

作業 1 適用開始年月「平成 30 年 4 月」で自事業所の体制を登録する

自事業所の地域区分や体制が変更になる場合に必要な作業です。

詳細は【4 ページ】 →



作業 2 適用開始年月「平成 30 年 4 月」でサービス提供事業所の体制を登録する

地域区分や提供サービスが変更になるサービス提供事業所が存在する場合に必要な作業です。

詳細は【6 ページ】 →



作業 3 「平成 30 年 4 月 1 日」以降の居宅サービス計画／予防サービス計画を作成する

「週間計画取込」を使用して毎月の利用票・提供票を作成している場合に必要な作業です。

詳細は【8 ページ】 →

■ バージョンアップ後に必要な作業

□ 作業 1 適用開始年月「平成 30 年 4 月」で自事業所の体制を登録する

[管理者メニュー] - [契約事業所マスタ]

[契約担当者メニュー] - [契約法人情報] - [契約事業所マスタ]

平成 30 年 4 月以降、自事業所の地域区分や算定する加算等が変更になる場合、適用開始年月「平成 30 年 4 月」で契約事業所マスタの履歴を登録します。

※自事業所の体制に変更が生じない場合、作業 1 は不要です。

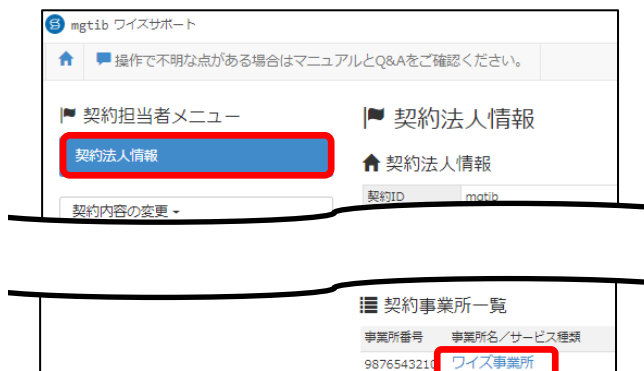


[管理者メニュー]は管理者権限をお持ちの場合にご使用いただける機能です。

[管理者メニュー]は管理者権限を持つ職員のみがご使用いただけます。
本画面の変更ができない場合は、権限をお持ちの方へお問い合わせください。

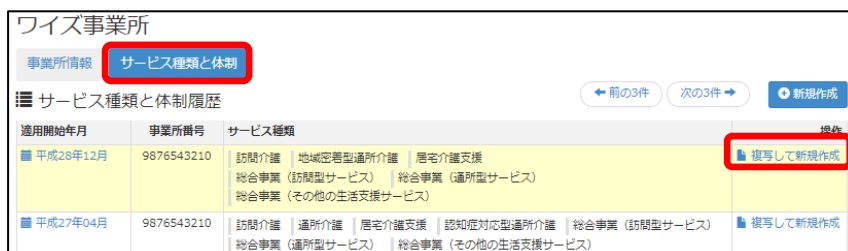
【操作方法】平成 30 年 4 月以降の自事業所の体制を登録する

① [契約事業所マスタ]の「契約事業所一覧」に表示された自事業所名をクリックします。



② 「サービス種類と体制」をクリックします。

③ 最新の履歴の「複写して新規作成」をクリックします。



(次ページへ続きます⇒)

- ④適用開始年月に「平成 30 年 4 月」を入力します。
- ⑤「居宅介護支援」をクリックし、画面右に表示された各項目に、変更後の内容を設定します。
※変更が生じるすべてのサービス種類に対し手順⑤を行います。
- ⑥登録ボタンをクリックします。

サービス種類と体制

適用開始年月 必須 平成30年04月

事業所番号 必須 事業所番号未交付

事業所区分 必須 指定事業所

事業所で契約中のサービス種類が表示されます。
サービス種類の追加は契約担当者メニューの「事業所・サービスの追加」からお申込ください

介護・予防サービス

- 訪問介護
- 通所介護 / 地域密着型通所介護
- 居宅介護支援

総合事業サービス

- 総合事業（訪問型サービス）
- 総合事業（通所型サービス）
- 総合事業（その他の生活支援サービス）

43：居宅介護支援

地域区分	必須	その他
1単位の単価	必須	<input type="text" value="10.00"/> 円
特別地域加算		<input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり
中山間小規模事業所加算		<input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> あり
特定事業所加算		<input type="radio"/> なし <input type="radio"/> I <input type="radio"/> II <input checked="" type="radio"/> III
特定事業所集中減算		<input type="radio"/> なし <input checked="" type="radio"/> あり

登録

作業 2 適用開始年月「平成 30 年 4 月」でサービス提供事業所の体制を登録する

[マスタ管理] - [関連事業所マスタ]

平成 30 年 4 月以降、地域区分や、新たに提供を開始するサービスのあるサービス提供事業所について、適用開始年月「平成 30 年 4 月」で関連機関マスタを登録します。

※地域区分や提供サービスが変更になる事業所が存在しない場合、作業 2 は不要です。

【操作方法】平成 30 年 4 月以降のサービス提供事業所の体制を登録する

①「second-line 居宅介護支援」を開き、[マスタ管理] - [関連事業所マスタ]の順にクリックします。



②地域区分や提供サービスが変更になる事業所をクリックします。



③「サービス種類と体制」をクリックします。

④最新の履歴の「複写して新規作成」をクリックします。



(次ページへ続きます⇒)

- ⑤適用開始年月に「平成 30 年 4 月」を入力します。
- ⑥変更が発生するサービス種類または新たに提供を開始するサービス種類をクリックし、画面右に表示された各項目に、4 月以降の内容を設定します。
※変更が生じるすべてのサービス種類に対し手順⑥を行います。
- ⑦登録ボタンをクリックします。
※変更が生じるすべての事業所に対し手順④～⑦を繰り返します。

サービス種類と体制

適用開始年月 必須 平成30年04月

事業所番号 必須 事業所番号未交付

事業所区分 必須 指定事業所

介護・予防サービス 総合事業サービス

<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護支援 介護予防支援 <li style="background-color: #0070C0; color: white;">訪問介護 訪問入浴 訪問看護 訪問リハビリ 居宅療養管理指導 通所介護 通所リハビリ 短期入所生活介護 短期入所療養介護（老健） 短期入所療養介護（医療） 短期入所療養介護（介護医療院） 特定施設入居者生活介護（短期利用） 福祉用具貸与 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用） 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 	<div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <p>訪問介護</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 11：訪問介護</p> <p>地域区分 6級地</p> <p>1単位の単価 10.42 円</p> <p>割引率 % %</p> </div>
---	--

✓ 登録

□ 作業 3

「平成 30 年 4 月 1 日」以降の居宅サービス計画／予防サービス計画を作成する

[利用者一覧]－[ケアプラン]－[居宅サービス計画書]
 [利用者一覧]－[予防支援]－[予防サービス計画書]

「週間計画取込」を使用して毎月の利用票・提供票を作成している利用者について、「平成 30 年 4 月」からの「週間計画」の見直しを行います。

※「週間計画取込」を使用せずに利用票・提供票を作成している場合、バージョンアップ直後に作業を行わなくとも差し支えありません。時間のあるときに見直しを行ってください。

【操作方法】登録済みのサービス計画を複写し、4 月以降のサービス計画を作成する

※居宅サービス計画の画面で説明しますが、予防サービス計画の場合も手順は同じです。

- ①「second-line 居宅介護支援」を開き、[利用者一覧]－[ケアプラン]の順にクリックします。
- ②最新の履歴の「複写して新規作成」をクリックします。

※「複写して新規作成」を使用することで、登録済の直近の履歴が複写された状態で確認ができます。複写せず新規にサービス計画を作成する場合は、「新規作成」ボタンをクリックしてください。



- ③「計画作成日」に任意の日付を入力します(3 月以前の日付でも差し支えありません)。
- ④「サービス開始予定日」に、「平成 30 年 4 月 1 日」以降の日付を入力します。
- ⑤居宅サービス計画(1)および(2)を登録します。



(次ページへ続きます⇒)

- ⑥「週間計画」にて、登録済みのサービスをクリックし、開いた画面で内容を見直し、**設定**ボタンをクリックします。

登録済みのサービスをクリックして表示し、起動した画面でサービスコードを選択⇒**設定**ボタンをクリックすることで、改正後の単位数に更新されます。

- ⑦すべてのサービスの見直しが完了したら、**登録**ボタンをクリックします。

※「週間計画取込」を使用して毎月の利用票・提供票を作成しているすべての利用者に対し行ってください。

バージョンアップに伴う追加・変更点



今回のバージョンアップでは、以下の機能において平成 30 年 4 月介護保険法改正に関するシステム対応が行われました。

No.	メニュー名	追加・変更点	詳細
1	[利用者一覧] - [ケアプラン] - [居宅サービス計画書]	改正後のサービスコード体系による週間計画を作成できるようになりました。	—
2	[利用者一覧] - [予防支援] - [予防サービス計画書]		
3	[利用者一覧] - [利用票・提供票]	改正後のサービスコード体系による利用票・提供票を作成できるようになりました。	11 ページ
4	[利用者一覧] - [利用者情報] - [公費]	改正後のサービス種類に対し、自己負担額を設定できるようになりました。 = 新設サービス = ・2A: 短期入所療養介護(介護医療院) ・2B: 介護予防短期入所療養介護(介護医療院) = 廃止サービス = ・61: 介護予防訪問介護 ・65: 介護予防通所介護	—
5	[管理者メニュー] - [契約事業所マスタ]	適用開始年月: 平成30年4月以降の場合、「61: 介護予防訪問介護」「65: 介護予防通所介護」が表示されないようになりました。	—
6	[マスタ管理] - [関連事業所マスタ]	改正後のサービス種類を設定できるようになりました。 = 新設サービス = ・2A: 短期入所療養介護(介護医療院) ・2B: 介護予防短期入所療養介護(介護医療院) = 廃止サービス = ・61: 介護予防訪問介護 ・65: 介護予防通所介護	—



平成 30 年 4 月以降の給付管理票や請求明細書の作成は、4 月下旬のバージョンアップ完了後に行ってください。

介護保険法改正後のサービスコードや単位数による給付管理票および介護給付費明細書・請求書は、本バージョンでは作成できません(エラー)。

サービス提供年月が平成30年04月以降の明細作成は、平成30年4月のバージョンアップ後に対応可能になります。
一覧表示は、サービス提供年月が平成30年03月以前の場合にのみご利用いただけます。

OK

平成 30 年 4 月以降提供分の給付管理票等作成は、4 月下旬のバージョンアップ完了後に行ってください。

※平成 30 年 3 月以前提供分の月遅れ・再請求の給付管理票や請求明細書は現バージョンで作成して差し支えありません。

[利用者一覧]-[利用票・提供票]

● 平成 30 年 4 月以降の新サービスコード体系による利用票・提供票を作成できるようになりました。

⚠ バージョンアップ前に作成した平成 30 年 4 月以降の利用票・提供票は、改正前の内容で作成されています。バージョンアップ後に利用票・提供票を作成しなおしてください。

改正後の内容で作成できるようになりました。
※下記サービス・加算の設定方法が一部変更になりました。

- 訪問介護・通所介護・短期入所生活介護
…次ページ参照
- 短期入所の療養食加算
…14 ページ参照

「61:介護予防訪問介護」「65:介護予防通所介護」の廃止に伴い、「61: 予防訪問介護」「65: 予防通所介護」が非表示(追加不可)になりました。

⚠ 平成 30 年 4 月の利用票・提供票は、「直接入力」「4 月以降の週間計画からの取込」で作成してください。

平成 30 年 4 月介護保険法改正に伴い、各サービス種類のサービスコードおよび単位数が変更になりました。

そのため、平成 30 年 3 月以前の利用票・提供票からの「前回複写」、およびサービス開始予定日「平成 30 年 3 月 31 日」以前の週間計画からの「週間計画取込」を用いて 4 月以降の利用票・提供票を作成することはできません。

H30.04法改正を跨ぐため前回複写できません。

OK

過去直近の週間計画データはH30.04法改正を跨ぐため取り込みできません。

OK

4 月の利用票・提供票は「直接入力」または「サービス開始予定日 4 月以降のサービス計画からの週間計画取込」で作成してください。



「訪問介護」「通所介護」「短期入所生活介護」に対し、「共生型減算」が設定できるようになりました

法改正により「共生型サービス」が創設されたことに伴い、サービス追加／登録・編集画面で「訪問介護」「通所介護(地域密着型を含む)」「短期入所生活介護(介護予防を含む)」を選択した際、「共生型減算」欄が表示されるようになりました。

共生型以外の事業所の場合、「なし」を選択してください。

共生型事業所の場合、以下の手順でサービスの追加(編集)を行ってください。

《手順》

- ① サービス追加画面で、通常通りの手順でサービス種類・事業所・サービス内容を設定します。
- ② 画面右部の「共生型減算」欄で、該当する減算(下表参照)を選択します。

サービス種類	対象	共生型減算	
11: 訪問介護	指定 居宅介護 事業所	障害者居宅介護従業者基礎研修過程修了者等により行われる場合(30%減算)	基研
		重度訪問介護従業者養成研修修了者により行われる場合(7%減算)	重研
	減算しない場合	なし	
	指定重度訪問介護事業所が行う場合(7%減算)	重訪	
15: 通所介護	指定生活介護事業所が行う場合(7%減算)	生介	
	指定自立訓練事業所が行う場合(5%減算)	自訓	
78: 地域密着型通所介護	指定児童発達支援事業所が行う場合(10%減算)	児発	
	指定放課後等デイサービス事業所が行う場合(10%減算)	放デ	
21: 短期入所生活介護 24: 介護予防 短期入所生活介護	指定短期入所事業所が行う場合(8%減算)	共生	

- ③ 提供時間や予定・実績、提供日を設定し、「設定」ボタンをクリックします。
- ④ 利用票・提供票画面に追加された基本サービスの末尾に減算名が表示されていることを確認します。
※共生型減算「なし」の場合、減算名は表示されません(下図の例の場合、「身体介護 1」と表示されます)。

提供時間	サービス内容	子実	01	02	03	04	05
		日	月	火	水	木	
10:00 ↑↑ ~10:29	🏠 ワイズ事業所 111111 : 身体介護 1 【基研】	予定			1		
		実績					

共生型減算「なし」の場合、以上で操作は終了です。

共生型減算の対象の場合、引き続き次ページの操作を行います。⇒

- ⑤ サービス追加ボタンをクリックし、起動した画面で手順①と同じサービス種類・事業所を設定します。
- ⑥ 減算のサービスコードを選択します。

サービス選択

サービス種類: 11 訪問介護 (必須)

事業所: ワイズ事業所 (必須)

サービス内容: 116361 訪問介護共生型サービス居宅介護 1

単位数: [] 割引率: [] %引き

提供時間: [] ~ []

コード	サービス内容	単位数	分類
116273	訪問介護処遇改善加算V	5.5 % ×80 %	加算・減算
116274	訪問介護処遇改善加算II	10 %	加算・減算
116275	訪問介護処遇改善加算I	13.7 %	加算・減算
116361	訪問介護共生型サービス居宅介護 1	-30 %	加算・減算
116362	訪問介護共生型サービス居宅介護 2	-7 %	加算・減算
116363	訪問介護共生型サービス重度訪問介護	-7 %	加算・減算

「加算・減算」を選択すると、表示されるサービスコードが絞り込まれ便利です。

- ⑦ 提供時間や予定・実績、提供日を設定し、設定ボタンをクリックします。
- ⑧ 利用票・提供票画面に減算の行が追加されたことを確認します。

提供時間	サービス内容	子実	01 日	02 月	03 火	04 水	05 木
10:00 ~ 10:29	ワイズ事業所 111111 : 身体介護 1 [基礎]	予定			1		
		実績					
	ワイズ事業所 116361 : 訪問介護共生型サービス居宅介護 1	予定			1		
		実績					

以上で操作は終了です。

※基本サービスと共生型減算の組み合わせが一致しない場合や、減算の適用された基本サービス／共生型減算のいずれか一方のみ設定されている場合、利用票・提供票登録時にエラーになります。

- 基本サービスと減算の組み合わせが一致しない場合
- 減算の適用された基本サービスが設定されているが、減算が設定されていない場合

共生型減算の対象となる基本サービスのみ設定され、共生型サービス減算が設定されていないサービスが存在します。

OK

- 減算が設定されているが、減算の適用された基本サービスが設定されていない場合

共生型サービス減算が設定されていますが、対象となる基本サービスが設定されていません。

OK



短期入所サービスの「療養食加算」の設定方法について

法改正により、短期入所サービスの「療養食加算」について従来の「日単位」から、1 日 3 回を限度とした「回単位(食単位)」の算定に変更されました。

＝対象サービス＝

- ・21: 短期入所生活介護
- ・22: 短期入所療養介護(介護老人保健施設)
- ・23: 短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)
- ・2A: 短期入所療養介護(介護医療院)
- ・24: 介護予防短期入所生活介護
- ・25: 介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)
- ・26: 介護予防短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)
- ・2B: 介護予防短期入所療養介護(介護医療院)

本変更に伴い、利用票・提供票画面においても、療養食加算の回数を 1 日 3 回まで設定できるようになりました。

提供時間	サービス内容	予実	01	02	03	04	05
			日	月	火	水	木
↑	家 あいわ 216275 : 短期生活療養食加算	予定	3	3	③	3	2
		実績	3	3	③	3	2

クリックごとに「1」→「2」→「3」→「①」→「②」→「③」→空欄 と設定値が切り替わります。
 ※3 月以前は「1」→「①」→空欄。
 ※「①」「②」「③」は 30 日超過により全額自己負担となる場合に設定します。



「2A: 短期入所療養介護(介護医療院)」「2B: 介護予防短期入所療養介護(介護医療院)」を利用票・提供票に位置付ける場合、あらかじめ関連機関マスタの登録が必要です。

平成 30 年 4 月創設の「2A: 短期入所療養介護(介護医療院)」「2B: 介護予防短期入所療養介護(介護医療院)」を利用票・提供票に位置付ける場合、[マスタ管理者]－[関連事業所マスタ]にて提供事業所の体制等の登録が必要です。

[関連事業所マスタ]の登録方法については、「居宅介護支援ユーザガイド」を参照ください。